

## 消防庁における放火火災防止対策の主な取組み状況

— 平成元年 —  
全国火災予防運動の重点目標として「地域における防火安全体制の充実」を掲げ、人目につきにくい場所に、可燃物等を放置しないよう、家庭・地域が一体となった自主防災体制の充実を図るべく指導を実施

— 平成3年 —  
「火災予防条例準則」を改正し、空き家の所有者や管理者に対し、人がむやみに入出入りできないよう措置をとること、可燃物を周囲に放置しないこと等、必要な措置を義務付ける規定を市町村条例に定めるように指導

— 平成5年 —  
平成6年春季全国火災予防運動における重点実施要綱で、車両の防火安全対策を徹底させるべく、防災製品の使用を推進

— 平成6年 —  
「放火火災予防対策推進連絡協議会」を設置し、放火火災予防対策に係る省庁（内閣府（旧 総理府）、警察庁、国土交通省（旧 建設省）、厚生労働省、消防庁）との協力・連携体制を確立

— 平成9年から平成11年 —  
「防火対象物の放火火災予防対策に関する調査研究会」を設置。  
・放火火災発生メカニズムの調査解析、実態調査結果の整理・分析の検討  
・放火されにくい環境づくり、より効果的な広報方策について検討  
・防火対象物毎の対策をまとめた「放火火災予防対策マニュアル」を作成し、全国の消防本部へ配布し、対策を実施

— 平成14・15年 —  
大都市等における連続放火火災実態調査とその対策について調査・検討及び放火監視カメラの開発・運用等を行い「放火対策検討会（中間報告書）」作成